

概要

- ・厚生労働省及び観光庁通知(平成31年3月26日付医政総発0326第3号・観参第800号)において、各都道府県に対し、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を選出し、報告するよう依頼(参考資料2-2)
- ・令和元年度に「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関検討部会」において、選出要件・選出方法について議論し、以下の要件を決定

選出要件

(1) 外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な医療機関
(下記①から③の要件を全て満たす医療機関)

- ① 都道府県の医療計画における二次以上の救急医療機関であること。
- ② 医療機能情報報告の外国語対応に関する報告において「受入可能」と回答していること。
- ③ 医療機能情報報告の外国語対応に関する報告において外国語で対応可能な電話番号を報告していること。

(2) 外国人患者を受入れ可能な医療機関(診療所・歯科診療所も含む。)
(下記①・②の要件をともに満たす医療機関)

- ① 医療機能情報報告の外国語対応に関する報告において「受入可能」と回答していること。
- ② 医療機能情報報告の外国語対応に関する報告において外国語で対応可能な電話番号を報告していること。

・厚生労働省は各都道府県から報告のあった「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」として取りまとめた上で厚生労働省ホームページにおいて公開

(参考)「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」について(厚生労働省HP)

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05774.html

都における選出状況

・厚生労働省及び観光庁発出の依頼に基づき、令和7年5月公募を実施 → 合計316カ所(※)を選出 (参考:令和6年度末281カ所)

	令和6年度末時点		令和7年8月1日時点
	病院	診療所	
(1) 外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な医療機関	34	0	病院 34
	0	0	診療所 0
	0	0	歯科診療所 0
(2) 外国人患者を受け入れ可能な医療機関	9	154	病院 9
	154	84	診療所 176
	84	281	歯科診療所 97
	281	316	合計 316

「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出要件見直しについて

問題点

都としての「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の定義

「外国人患者の受け入れが可能であり、かつ外国人を積極的に受け入れることを公表する医療機関
→実際には医療機関へ足を運んでも断られるケースもある。

病院・診療所の受入実績を新たな要件として追加を検討。

直近6カ月間の延べ外国人患者受入れ実績
病院:270人 診療所:60人

実績基準の考え方

- 「令和6年度医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査(令和7年3月厚生労働省)」を参考に、外国人患者(在留、訪日(医療渡航除く)、訪日(医療渡航))受入れ有の医療機関の外国人患者平均受入れ人数(1か月平均)を算出
- ただし、当該調査は、診療所は京都府及び沖縄県のみを対象としている。東京都と京都府・沖縄県では、在留外国人数・訪日外国人数も医療機関数も異なるため、補正をかける。
- 一時的な人員不足や受入体制不備により短期的には基準を満たせない場合も考えられるため、2回連続して基準未達成の場合、選出しないものとする。

	1か月平均(人)	6か月平均(人)
病院	45	270
診療所	10	60

	在留外国人数(人)	外国人延べ宿泊者数(人泊)	一般診療所数
東京都	701,955	47,432,720	15,016
京都府	79,617	14,097,050	2,506
沖縄県	26,996	4,380,330	934

※在留外国人数は出入国在留管理庁ホームページより。

外国人延べ宿泊者数はJNTOホームページより。

一般診療所数は厚生労働省医療施設動態調査(令和5年12月末概数)より。

新たな選出要件案

- (1) 外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な医療機関
(下記①から④の要件を全て満たす医療機関)

- 都道府県の医療計画における二次以上の救急医療機関であること。
- 医療機能情報報告の外国語対応に関する報告において「受入可能」と回答していること。
- 医療機能情報報告の外国語対応に関する報告において外国語で対応可能な電話番号を報告していること。
- 直近6カ月間の延べ外国人患者受け入れ数が270人以上であること。
なお、2回連続して基準未達成の場合、選出しない。

- (2) 外国人患者を受入れ可能な医療機関(診療所・歯科診療所も含む。)
(下記①から③の要件を全て満たす医療機関)

- 医療機能情報報告の外国語対応に関する報告において「受入可能」と回答していること。
- 医療機能情報報告の外国語対応に関する報告において外国語で対応可能な電話番号を報告していること。
- 直近6カ月間の延べ外国人患者受け入れ数が病院は270人以上、診療所は60人以上であること。
なお、2回連続して基準未達成の場合、選出しない。